

(仮称)新潟市中小企業・小規模事業者
活性化プラン

【第1期計画】
(平成27年度～平成30年度)

パブリックコメント (案)

新潟市

目 次

はじめに

第1章 基本的な考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 取り組みの進捗管理
- 4 計画の期間と見直し時期

第2章 現状・課題と対応

- 1 市内中小企業・小規模事業者の現状・課題
- 2 社会経済情勢への対応

第3章 中小企業・小規模事業者の発展モデル

- ・ 新しく生まれる（創業）
- ・ 成長発展する（規模の拡大）
- ・ 持続的に発展する（持続的・安定的な事業の継続）

第4章 本市の施策の方向性

- ・ 3つの大切にす視点
- ・ 4つの施策の方向性

第5章 施策を推進するための仕組み

- 1 中小企業・小規模事業者の振興に資する庁内の仕組みづくり
- 2 関係機関の役割と連携

はじめに

- 中小企業は、新たな産業を生みだし、雇用を確保・拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、地域経済の活性化や市民生活の向上に極めて重要な役割を担っています。本市においては、事業所の98.9%が中小企業であり、従業者数でも78.3%が中小企業に勤務されていることから、中小企業の振興は、本市の産業や地域社会の発展につながり、豊かで住みよい新潟市の実現に寄与するものです。
- しかしながら、少子高齢・人口減少社会の進行による需要の縮小や変化、急激なICT化やグローバル化の進展、ライフスタイルや消費行動の変化など、社会経済情勢の大きな変化の中で中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- こうした状況の中、本市では、中小企業・小規模事業者の振興を目的とし、その基本理念などを定めた「新潟市中小企業振興基本条例」を平成26年7月1日に制定、同年10月1日に施行しました。
- 変化が激しい時代では、長期的な将来予測がより困難なことから、変化に対応する中小企業・小規模事業者のチャレンジを地域全体で盛り立てていくことが必要です。
- そこで、本プランでは、「中小企業・小規模事業者が生まれる、新たな事業への進出を支援する」「成長発展への挑戦を支援する」「元気に活動し続けることを支援する」「産業を担う人材の確保・育成を支援する」——を施策の方向性として柱立てをしました。中小企業・小規模事業者のニーズに応じた様々な施策を展開することで中小企業・小規模事業者の振興を図り、本市の総合計画「にいがた未来ビジョン」における目標の一つである「雇用が生まれ活力があふれる拠点」を推し進めていきます。
- また、本プランの第1期計画期間（平成27～30年度）においては、平成29年4月に消費増税が予定されています。平成26年4月の消費増税導入を挟み、いわゆる駆け込み需要やその反動とされる消費動向の変化に、市内中小企業・小規模事業者も大きな影響を受けました。
- 本プランの第1期計画期間では、こうした地域経済に大きな影響を与える事象に留意し、関係者がそれぞれの責務、役割を果たしながら連携を深めていくことが重要です。
- 本プランは平成27年度から30年度にかけての本市の中小企業・小規模事業者振興の取り組みの方向性や大切にすべき視点などを明確にし、その施策の総合的・計画的な推進に役立てるものです。

■中小企業者、小規模企業者、小企業者の定義

業種	中小企業		小規模企業	
	以下のいずれかに該当		従業員数規模	小企業
	資本金規模	従業員数規模		従業員数規模
製造業、建設業、 運輸業等	3億円以下	300人以下	20人以下	5人以下
卸売業	1億円以下	100人以下		
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下		

注 本プランでは、小規模企業の中には「会社」のみならず「個人事業者」も含まれることをわかりやすく表記するため、法令用語として使用する場合を除き、「小規模企業者」を「小規模事業者」と記載します。

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

○本プランは、新潟市中小企業振興基本条例（以下「条例」という）に示された基本理念に基づき、中小企業・小規模事業者の自主的な努力を基本に、関係団体、市民、市が一体となって、中小企業振興の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

- 本プランは、条例第14条に基づき策定する基本計画を指すものです。
- 本プランでは、第4章の「大切にしている視点」を踏まえ、中小企業・小規模事業者の振興施策の方向性等を定めています。
- 中小企業・小規模事業者の振興にあたっては、「にいがた未来ビジョン」に位置づけられた様々な分野の取り組みを進めるほか、今後策定予定である地方創生に向けた「地方版総合戦略」とも連携・整合を図りながら取り組みの充実に努めます。

※本市の総合計画「にいがた未来ビジョン」は基本構想と基本計画で構成され、平成27年度から平成34年度までの8年間における本市の目指す姿（都市像）を示す計画とし、その実現に向けた政策と施策について掲載しています。また、施策の実現に向けた具体的取り組みを掲載する「実施計画」については、2年毎に策定し進捗管理を行うこととしています。

3 計画の期間と見直し時期

- 本プランにおいては、社会経済情勢に機敏に対応するため、にいがた未来ビジョンの折り返し時点までの4年間（平成27年度から平成30年度）を計画期間とし、次期プランについてはその時点での社会経済情勢の変化や取り組みの進捗状況を踏まえて適切に見直しを図ることとします。

4 取り組みの進捗管理

- 中小企業・小規模事業者振興に関する重点的な取り組みについては、にいがた未来ビジョン「実施計画」に位置づけ、指標を設定して進捗管理を行っていることから、これらの指標を用いて本プランの進捗管理（検証・改善）を行います。

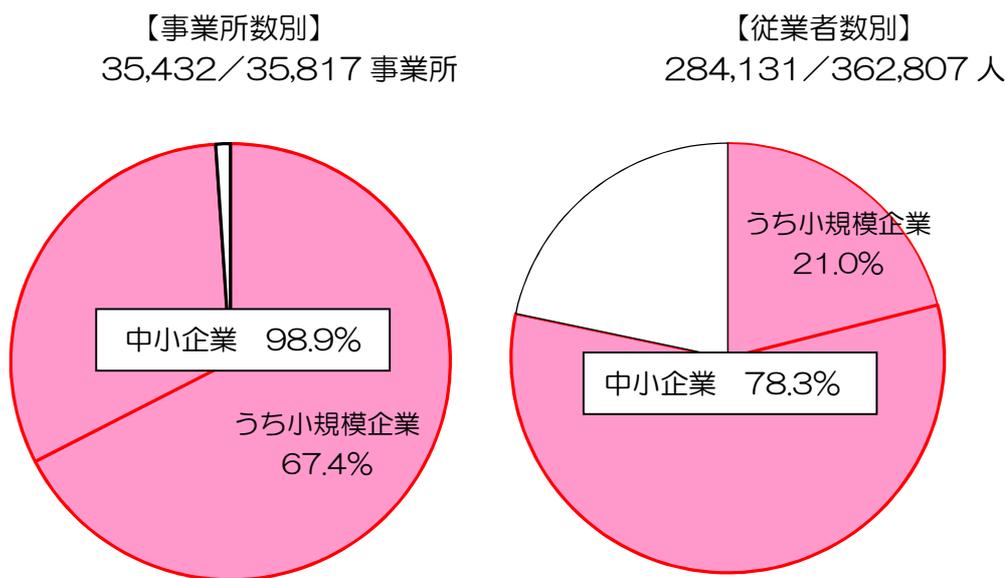
第2章 現状・課題と対応

1 市内中小企業・小規模事業者の現状・課題

(1) 本市の産業や雇用を支える中小企業・小規模事業者

- 「平成 24 年経済センサス-活動調査」から、中小企業基本法による定義（従業者数要件のみ適用）をもとに本市中小企業・小規模事業者の規模を推計すると、事業所全体の 98.9%が中小企業・小規模事業者であり、従業者数の 78.3%が中小企業・小規模事業者に就労しています。このことから、本市の産業や雇用を中小企業・小規模事業者が支えていることがわかります。
- また、事業所ベースでみると小規模事業者の割合が高くなっています。

■新潟市内 中小企業・小規模企業の事業所及び従業者数(民営)の推計(平成 24 年)



(注) 1「民営」とは、国及び地方公共団体以外をいう。

2 農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く。

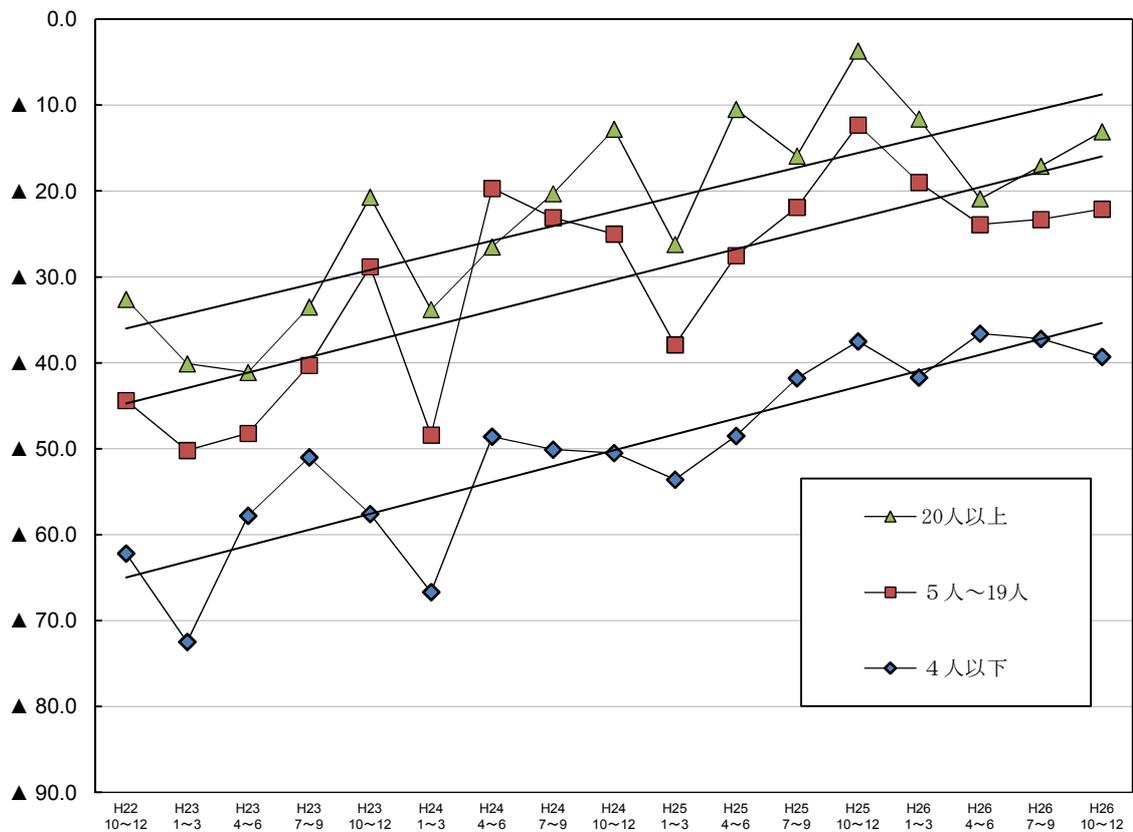
資料：総務省・経済産業省「平成 24 年 経済センサス-活動調査」より新潟市産業政策課にて加工した推計値

(2) 国内外の様々な経済環境の変化と景気実感

- 世界金融危機、為替の変動や原材料の高騰、税制改正などの国内外の経済環境の変化は、中小企業・小規模事業者の経営に大きな影響を与えています。直近では、平成 26 年 4 月の消費増税は市内事業者の業況判断を大きく引き下げました。

○日本経済全体では長引く景気の低迷から回復基調にあり、様々な経済指標に改善が見られます。本市の行う市内景況調査（年に2回、無作為で抽出した市内の2,000事業所を対象に行う業況感等の調査）によると、市内事業者の景況感は改善傾向にあると言えますが、業況感が「悪い」とする事業所も多く、業種や経営規模などによっては、内需の低迷や為替変動に伴う収益の悪化など、景気の回復を実感できないとの声も聞かれます。

■市内事業者の業況判断 BSI※（従業者規模別）



資料：平成22年下期～平成26年上期新潟市景況調査

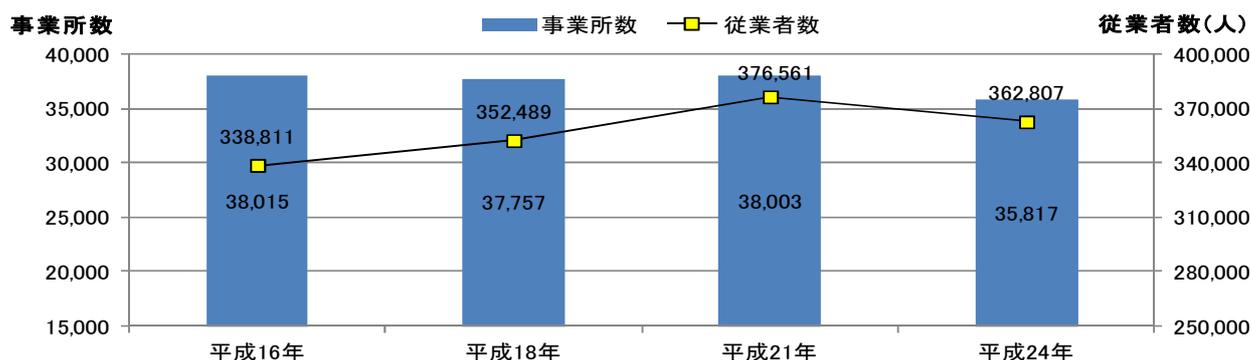
※BSI（Business Survey Index）は、総回答数に対する「良い・増加・過剰・上昇」、「不変・適正」、「悪い・減少・不足・低下・悪化」の率(%)を求め、下記計算により算出した。BSIがマイナスになる場合は「▲」と表記している。

$$BSI = \text{「良い・増加・過剰・上昇」割合}(\%) - \text{「悪い・減少・不足・低下・悪化」割合}(\%)$$

(3) 本市の事業所数の推移と開廃業率

○市内の事業所数・従業者数は、いずれも平成16年から平成21年にかけて増加を続けていましたが、統計手法の断絶があるものの、平成21年から平成24年にかけては事業所数・従業者数ともに減少しており、地域経済の活力の低下や雇用の場の減少が懸念されることから、その動向を注視していく必要があります。

■ 新潟市内 事業所数、従業者数の推移〔民営〕

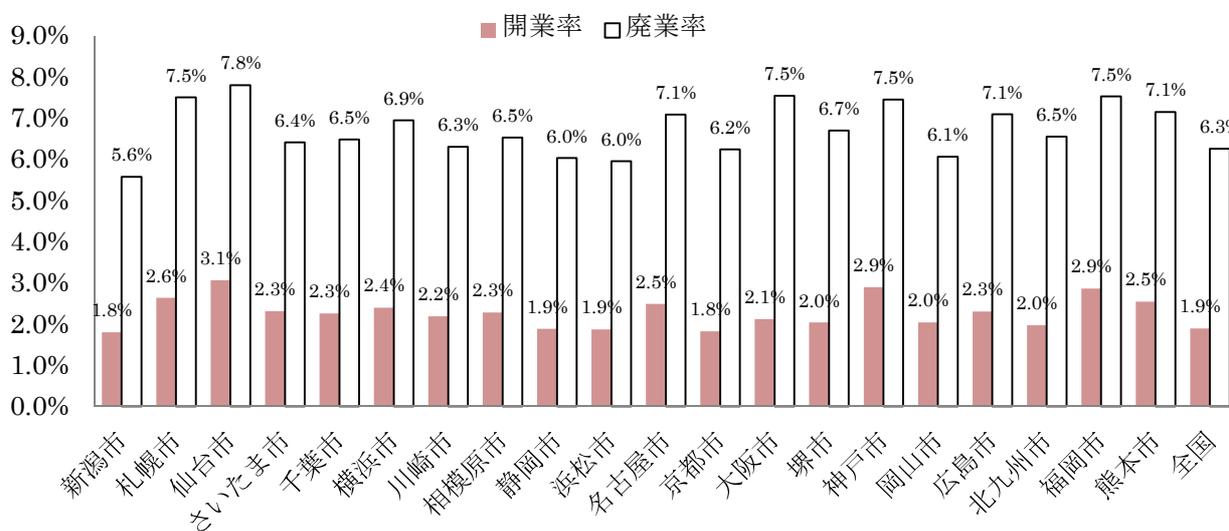


資料：総務省「事業所・企業統計調査（平成16年、平成18年）」、「平成21年 経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年 経済センサス-活動調査」

○本市集計による政令市の開廃業率の比較では、廃業率とともに開業率も政令市中で最も低く、全国平均に比べても開業率・廃業率ともに低い状況です。

○事業体の新陳代謝に乏しいという側面もありますが、一つの事業体を長く実直に経営している事業所が多く存在しているといえます。

■ 政令市の開廃業率（平成21年・平成24年経済センサスより新潟市が集計）



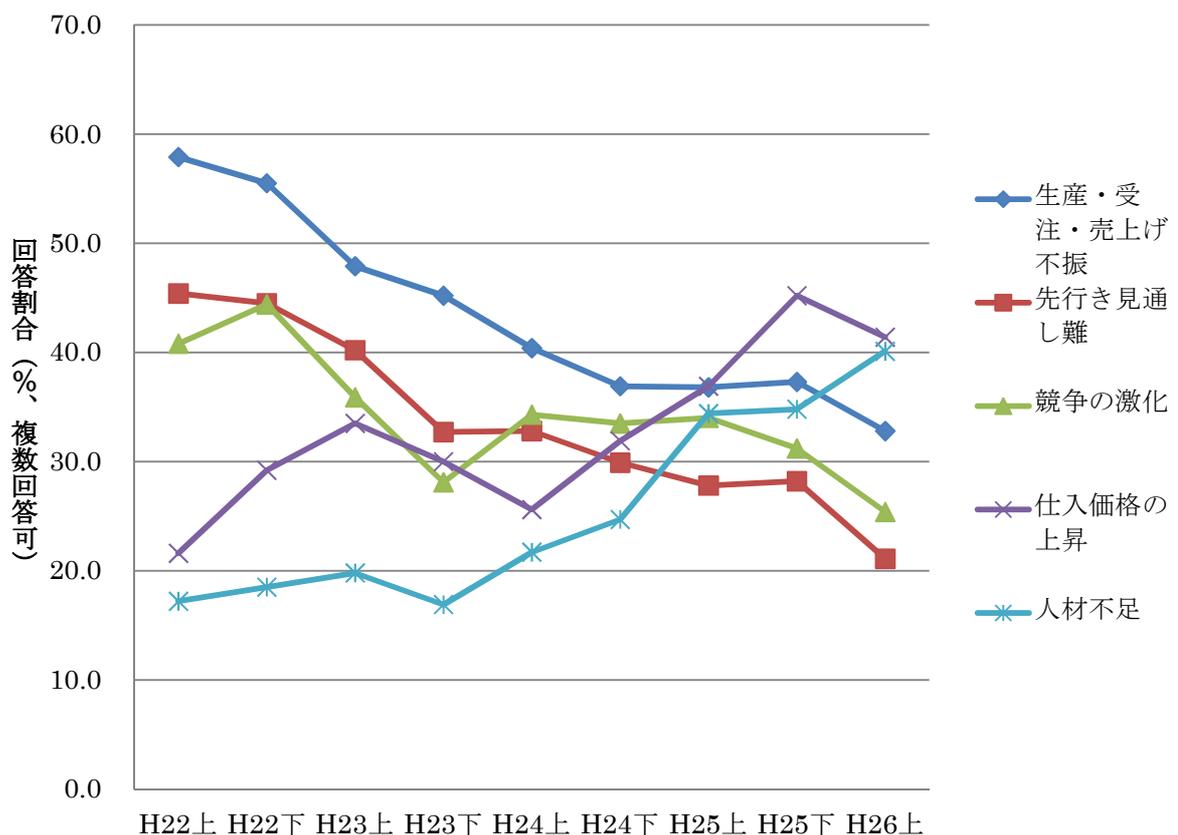
資料：総務省「平成21年 経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年 経済センサス-活動調査」

(4) 経営上の課題

○市内景況調査では、業況感等のほか「経営上の問題」についても設問項目を設け、中小企業・小規模事業者の課題について調査していますが、回答のあった選択肢（複数回答可）のうち、過去5年間で上位3つに入った課題の変遷を追ってみると、次のグラフのような変化が見られます。

○「生産・受注・売上げ不振」については、平成22年度上期調査から平成26年度上期調査まで依然として課題の上位に挙げられていますが、その回答割合は減少しています。一方、「人材不足」「仕入価格の上昇」については、平成22年度上期調査に比べて平成26年上期調査での回答割合は2倍以上に増加するなど、経営上の課題は常に変化していることがわかります。

■平成22～26年度景況調査における主な経営課題の変化（上位3つ）



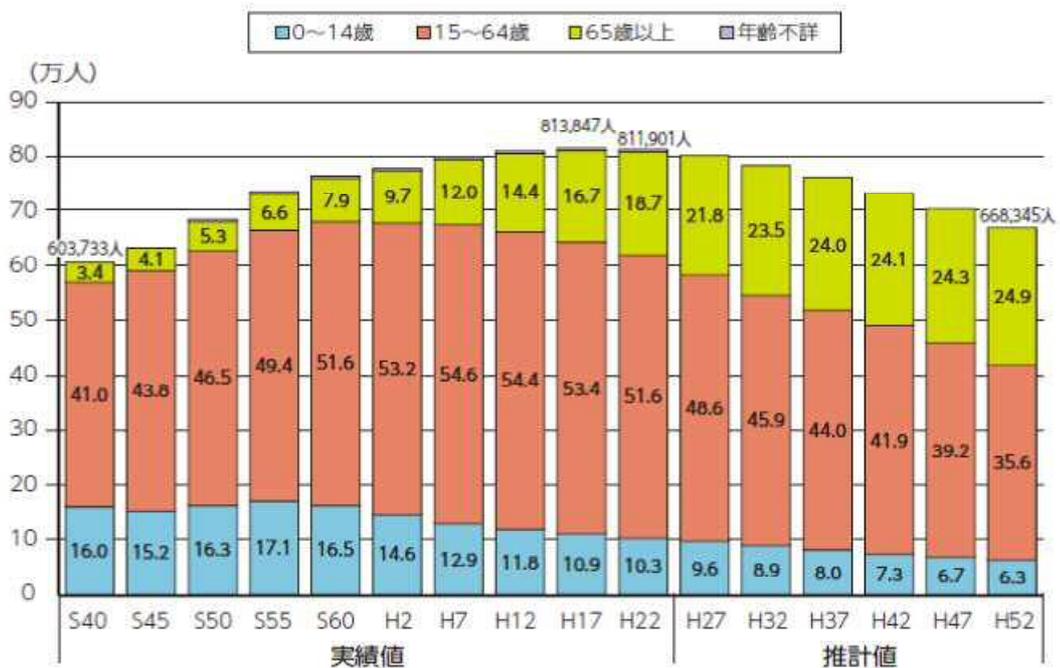
資料：新潟市景況調査

2 社会経済情勢への対応

(1) 少子高齢・人口減少社会がもたらすビジネス環境の変化

- 国内の人口は今後も減少する見通しですが、本市においても平成17年の81.4万人をピークとして減少に転じ、平成22年には81.2万人、平成52年の将来推計では66.8万人と見込まれています。本市の自然動態は減少している一方で、社会動態は一定程度の増加傾向を維持していますが、近年は自然動態の減少が社会動態の増加を上回り、人口減少に転じています。
- 本市の生産年齢人口（15～64歳）は、全区で減少し続け、平成52年には平成22年と比較し16万人減少し、35.6万人と見込まれています。
- また、老年人口（65歳以上）の推計では、平成37年までは全区で増加を続けますが、その後は複数の区で人口のピークを越え、減少に転じます。高齢化率は、平成22年の23.2%から、平成32年には30%を超え、平成52年には37.3%に達する見込みです。
- 少子高齢化の進行により生産年齢人口が大きく減少する見込みですが、生産者は同時に消費者でもあることから、生産年齢人口の減少は、働き手の減少と同時に消費需要を中心とする地域需要の縮小要因となるなど、供給と需要の両面で大きな影響が危惧されます
- 一方で、少子高齢化の進行に伴う、医療・老人介護・子育て・教育などにおけるビジネス環境の変化に、企業が持つノウハウ・技術・サービスなどの活用が広がる可能性もあり、大きなビジネスチャンスを秘めているとも言えます。

■本市の人口推移と将来推計人口



※実績値については現在の市域に合わせた

資料：国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所

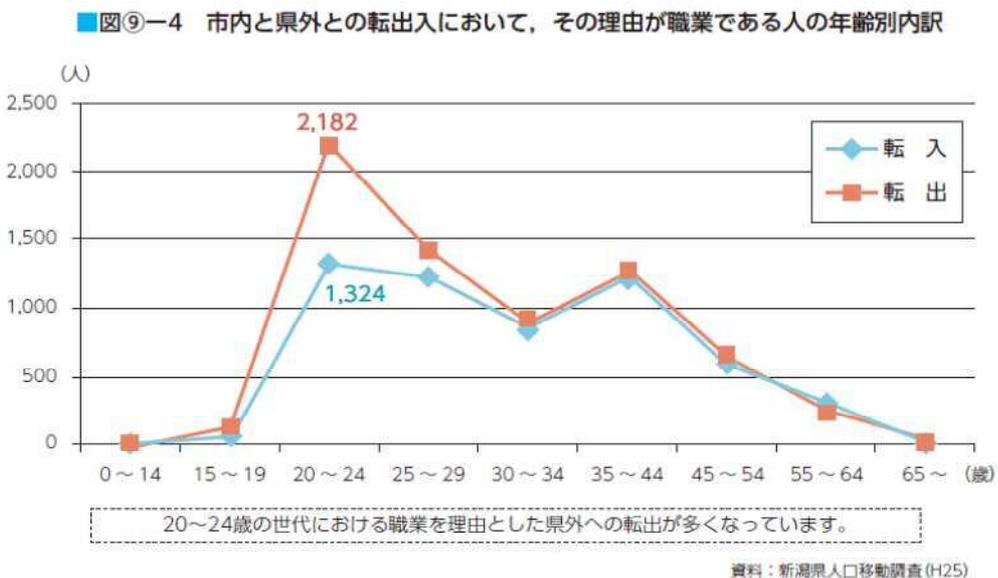
○また、有効求人倍率の推移を見ると、平成21年度から年々改善しているものの、職業を理由とした年齢階層別県外転入・転出者数をみると、20～24歳の転出が顕著となっています。一方で、緩やかな景気回復に伴い有効求人倍率が改善に向かう中で、中小企業・小規模事業者にとって人材確保は大きな課題となっています。

○生産年齢人口は今後も減少が見込まれることから、人材の獲得については個々の中小企業・小規模事業者が自らの強みや特徴の強化を図るとともに、それらを積極的に情報発信しながら多様な人材の就労支援と組み合わせるなど、関係者の協働のもと取り組むことが求められています。

■有効求人倍率の（パートを含む全数）の推移



■市内と県外との転出入において、その理由が職業である人の年齢別内訳



(2) ICT（情報通信技術）の急速な発展がもたらす消費行動の多様化

- 平成 26 年度情報通信白書によると、国内のインターネット人口は 1 億人を突破し、人口普及率で 82.8%。BtoC-EC（消費者向け電子商取引）の市場規模も 9.5 兆円に達し、その利活用も確実に伸びてきています。ICT の急速な発展は、これまでの店頭購入に加え、店頭に出向かず実物も見ないインターネットによる購入選択肢を消費者に示し、消費者の行動は多様化しています。
- このことは店頭購入を通じた地域内での消費を低下させる場合がある反面、地域外での新規顧客の獲得機会が広がっていることを意味しており、業態によっては販売促進ツールとして、ICT の活用が効果を発揮するものと考えられます。
- 一方で「実店舗の方が信頼・安心できる」「実物を見たい、商品説明を聞きたい」などの理由から実店舗を選択する消費者もおり、業態によっては、自らの顧客ニーズをより深く掘り下げていくことで実店舗の強みを高める機会になるものと考えられます。
- 専門人材や専門知識の不足、初期費用のコスト負担などから中小企業・小規模事業者の BtoC-EC の導入には経営者自らの判断を要しますが、多様化する ICT を効果的に活用するなど、消費行動の変化をビジネスチャンス拡大につなげることが重要です。

●商業・サービス業分野と中心市街地・商店街

- 平成 24 年度の市内総生産（名目）の構成比を経済活動別にみると、サービス業が 6,452 億円（全体の 21.0%）と最も高く、次いで卸・小売業が 4,571 億円（14.9%）となっており、事業所数、従業者数でも商業（卸・小売業）やサービス業をはじめとした第 3 次産業の割合が高くなっています。
- こうした産業が集積する中心市街地や地域の商店街の活性化は、地域経済に大きな影響を与えていますが、消費行動の多様化などにより、その活力低下が懸念されています。
- こうした中、変化する需要を的確に捉え、個店の魅力向上を図るとともに商店街全体の力を高める取り組みが必要です。

●市内商店街での新たな取り組み

- 西蒲区の「まき鯛車商店街」では古くから伝わる郷土玩具「鯛車」をシンボルに、商店街 11 地区が呼称を統一し、一店一店が魅力アップを図り繁盛店を増やす取り組みを進めています。
- 秋葉区の「新津商店街協同組合連合会」では、鉄道のまちという歴史的背景を活かし、まちなかへの鉄道資料の展示や関連催事の開催により、経済産業省「がんばる商店街 30 選」に選定されるなど、地域の特色を活かして個性を磨き、活性化に向け取り組みを進めています。
- また沼垂地区では、シャッター街と化していた青果市場に若いクリエイターが出店、協力してイベントを開催などするうちに、次々と出店希望者が現れ、30 軒近く店が並ぶ「沼垂テラス商店街」として平成 27 年 4 月にスタートし、賑わいをみせています。

(3) グローバル化の進展に伴い重要さを増す新潟らしさの追求

- 経済成長著しいアジア地域では、高い経済成長を背景に生産市場としてばかりでなく、巨大な消費市場を形成し拡大し続けています。
- 一方で、高品質で丈夫な日本製品を端緒として「クールジャパン」と呼ばれる日本文化を志向する外国人も増える中、ローカルな価値が海外の評価を通じて見直され、注目されています。
- 市内中小企業・小規模事業者においても、安価な海外製品や原材料を活用しながらも、商材の品質、店の品ぞろえ、接客態度などにおいて「新潟らしさ」「日本らしさ」といった地域の強みや価値を洗練することは、グローバル化の進展の中では重要な取り組みと言えます。

●他産業に波及効果の高いものづくり分野

- 他業種への波及効果も高い製造業は、本市においては事業所数では全体の6.0%の構成比ですが、従業者数では11.2%と雇用創出力が高いことに加え、市内総生産額では11.4%を占めるなど、高い付加価値を生み出す産業として、本市でも様々な中小・小規模製造業者が活躍しています。
- ものづくり分野では、産業構造の変化や求められるニーズの変化に迅速に対応し、海外も含めた激しい競争に打ち勝つため、技術の高度化を図るとともに、マーケットに受け入れられる視点がこれまで以上に求められています。

●ものづくり分野での「新潟らしさ」をいかした取り組み

- にいがた雪室ブランド事業協同組合は、食料品製造業を中心とした中小企業者等で構成され、雪国・新潟に伝わる雪の冷蔵倉庫「雪室」を活用し、コーヒーや豚肉など各々の企業の商品を雪室で保蔵し、統一ブランドを展開しています。
- 同組合員の連携により、共同販売・営業・宣伝、商品開発、情報交換、帳合機能など有機的に協同することにより、ブランド力の向上に向けた幅広い展開をしています。また、「新潟らしさ」を活かして海外への展開についても取り組みを進めています。
- こうした取り組みは、食料品製造業だけでなくデザイン、パッケージ作成、流通、小売りまで幅広い分野に波及効果をもたらしており、地域経済の活性化に貢献する取り組みとして、「第4回地域産業支援プログラム表彰」において農林水産大臣賞を受賞するなど高い評価を得ています。

第3章 中小企業・小規模事業者の の発展モデル

- 第2章でみたように、少子高齢・人口減少社会やICTの進展、グローバル化など社会経済情勢の大きな変化の中で、中小企業・小規模事業者は、その変化に対応した事業活動を進めていく必要があります。
- 本プランでは、市内中小企業・小規模事業者の業種、経営規模や形態、目指している商圈、ニーズや課題といった実態を踏まえ、以下の「新しく生まれる」「成長発展する」「持続的に発展する」——を3つの成長モデルとして設定しました。
- 中小企業・小規模事業者の自主的な努力を尊重し、これら3つの成長モデルの実現に向けた本市の取り組みを関係者と連携して進めることで、中小企業・小規模事業者の雇用の維持・拡大（や賃金の維持・上昇）につなげ、本市の総合計画「にいがた未来ビジョン」に掲げた「雇用が生まれ活力があふれる拠点」の実現にも寄与します。

3つの発展モデル

中小企業・小規模事業者が

●新しく生まれる

- ・・・起業・創業により新しい事業体を立ち上げる、企業内ベンチャーなどによる新事業分野への進出を目指す

●成長発展する

- ・・・経営基盤の強化や人材の育成などを通じて、売上げ、利益、従業員数など事業規模の拡大を目指す

●持続的に発展する

- ・・・事業規模の拡大を必ずしも求めず、技術の向上や雇用の維持など持続的・安定的な事業の継続を目指す

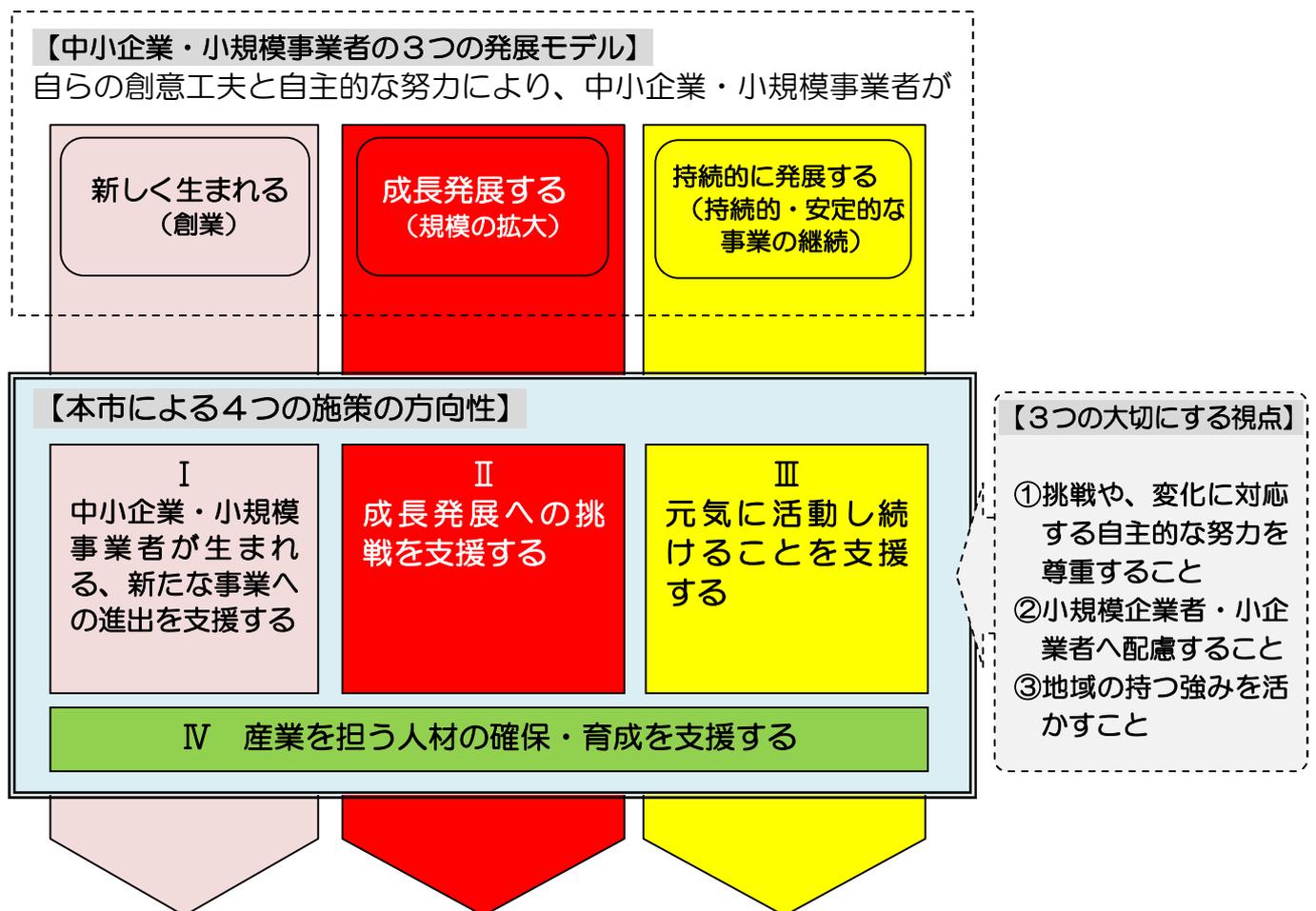
小規模企業振興基本法の制定

- 従来の中小企業振興基本法に加えて、平成26年には、小規模企業振興基本法が制定されました。日本には385万者の中小企業が存在し、そのうち小規模事業者は約9割にあたる334万者を占め、本市でも、事業所数で中小企業の約7割、従業者数で約2割を占めています。
- 小規模事業者は、様々な製品やサービスの提供を通して多様性をもたらしめているほか、地域経済の活性化に寄与しています。また、長くその地域に存在し地域の顔となっている事業者や、大企業や中堅規模の中小企業が参入しない分野でニッチな地域の需要にも応えるなど、豊かな市民の生活にも寄与しています。
- また、大企業や中堅規模の中小企業に成長した企業の中には、小規模企業から事業をスタートし、新規性や創造性を活かして規模を拡大した企業も多く、小規模企業は産業を活性化する存在です。
- しかしながら、小規模事業者を取り巻く環境は、厳しさを増しており、売上げや事業者数の減少、経営者の高齢化など、様々な課題を抱えています。
- 1999年に改正された中小企業基本法では、「成長発展」を基本理念として掲げ、企業の自主的な努力を促すための経営革新、創業促進、経営基盤強化の取組支援が規定されましたが、小規模企業振興基本法では、規模の拡大（売上げ、利益、従業者数の拡大）の概念である「成長発展」のみならず、小規模事業者の「事業の持続的発展」（売上げ、利益、従業者数などの規模の拡大を必ずしも求めず、技術の向上や雇用の維持に努めることも積極的に評価するもの）が基本原則として位置付けられ、小規模企業の振興により一層取り組んでいくこととしています。

第4章 本市の施策の方向性

中小企業・小規模事業者が自らを取り巻く厳しい経営環境の中で、第3章で掲げた3つの発展モデル「新しく生まれる」、「成長発展する」「持続的に発展する」を実現するため、本市は以下の3つの大切にしている視点に留意しながら、関係者と連携して、4つの方向性を定め施策を展開していきます。

■基本計画の展開イメージ



雇用の維持・拡大 (や賃金水準の維持・上昇) をもたらす

【にいがた未来ビジョン】

「雇用が生まれ活力があふれる拠点」

を推し進め都市像を実現

3つの大切にす視点

① 挑戦や、変化に対応する自主的な努力を尊重すること

- 事業などの規模を拡大し成長発展を目指す場合も、現在の事業を安定的・持続的に継続していく場合にも、ビジネス環境の変化に対応し続けることがこれまで以上に求められます。
- 事業者は自らの経営を進める上で目指すべき姿を自由に選択し、追求していくことができることから、本市は各事業者の自主的な努力を尊重した上でその特性に応じた支援を関係者と連携しながら進めます。

② 小規模企業者・小企業者へ配慮すること

- 中小企業者の中でも経営基盤が脆弱な小規模企業者・小企業者は、資金や設備といった経営資源に制約があり、従業員規模が小さく組織体制が整っていない場合が多いこと、事業の存続が個人の能力に大きく関わっていること、地域に根差した事業活動を行っているため商圏も狭く地域の活力低下の影響を受けやすいとされています。
- こうしたことから、「小規模企業者・小企業者の経営規模や形態に応じた十分な配慮」や、「経営相談・事業計画の作成から各種支援策を通じた新たな取り組みまでを切れ目なく支援する伴走型支援の充実」、「小規模企業者・小企業者とそれ以外の規模の事業者とのマッチングの機会提供や連携促進」、「小規模事業者に配慮した制度融資」など、小規模企業者や小企業者の事情に特に配慮したきめ細かな支援を関係者と連携しながら進めます。

③ 地域の持つ強みを活かすこと

- 中小企業・小規模事業者の事業活動は、地域社会との調和の中で行われており、既存の産業基盤、人材やノウハウ、市産品の利活用など、地域が既に持っている様々な強みや特性が活用されています。
- 本市でも、国内随一の生産量を誇る農業分野とこれらの調達・加工に優位性を持つ食料品製造業を一体的に発展させるニューフードバレー構想の推進と、機械・金属加工業を中心に関連産業の裾野が広く、今後需要が大きく拡大すると見込まれる航空機分野の振興を通じて、既存中小企業の活躍の場の拡大に努めており、こうした分野をはじめ地域内の様々な経営資源の活用について、関係者と連携しながら支援を進めます。

4つの施策の方向性

I 中小企業・小規模事業者が生まれる、

新たな事業への進出を支援する

- 地域の産業や雇用を支える中小企業・小規模事業者の減少は、地域経済の裾野を狭め地域社会の活力に大きな影響を与えます。こうした状況への対応策の一つとなる創業は、地域の産業や雇用の新たな担い手を増やすばかりでなく、将来に向けて地域にチャレンジ精神や起業家精神を養い、育み、蓄積する営為と期待されています。
- しかしながら、他の政令市との開廃業率の比較では、本市は開業率・廃業率ともに政令市中で最も低くなっています。
- このため本市では、市の産業支援機関である（公財）新潟市産業振興財団（新潟IPC財団）、市内地域経済団体、金融機関と協働で創業事業支援計画を策定し、連携して創業の支援に取り組んでいます。こうした取り組みを引き続き推進するとともに、関係機関とさらに連携を深めながら、創業の促進に取り組めます。
- また、市内の既存中小企業・小規模事業者による新しい事業分野への進出の促進や、市内中小企業・小規模事業者に波及効果を持つ企業立地などについても取り組みを進めます。
- なお、地方創生の観点においても、本市での豊かな暮らしのもと、ビジネス分野で自らの志を実現できる舞台としての環境を整え雇用の受け皿を増やすことは、人口減少の克服を目指す上でも喫緊の課題と言えます。

(1) 新事業の創出支援

【具体的な取組例】

- ・ 起業家の育成
- ・ 創業にかかる研修、相談体制の充実
- ・ 創業準備にかかる費用の軽減支援
- ・ 創業場所の店舗・事務所賃借料の支援
- ・ 地域経済団体や金融機関等と連携した創業支援
- ・ 企業内ベンチャーによる新事業分野への進出支援
- ・ 制度融資による創業者支援

(2) 新たな受注、技術の高度化等につながる立地支援

【具体的な取組例】

- ・ 地域の特性を活かした産業集積に資する企業の立地支援
- ・ 物流施設等の立地支援

※ 各年度において実施する事業については、総合計画の実施計画や予算編成の中で精査し、推進します。

Ⅱ 成長発展への挑戦を支援する

- 成長発展（売上げや利益、従業者数などの拡大）を目指す中小企業・小規模事業者が増加することは、地域経済をより活性化し、雇用の増大にもつながります。
- ものづくり分野は他業種へ波及効果が高いことに加え、全国・海外を商圏として志向する企業も多く、域外から「外貨」を獲得することで地域経済の活性化に寄与しています。同時に、国内だけでなく海外との競争も激しい分野であることから、より市場に受け入れられる製品が求められており、技術の高度化、新販路の開拓などを通して、競争に打ち勝つ中小企業・小規模事業者の成長発展に向けた取り組みを引き続き支援します。
- 商業（卸・小売業）やサービス業（をはじめとした第3次産業）については、市内総生産額に占める割合が高く、地域経済に大きく寄与していることから、商業やサービス業が集積する地域の商店街や中心市街地の各店舗の魅力をさらに高めるとともに、商店街全体としての集客力向上やコミュニティ機能の強化に向けた取り組みを引き続き支援します。
- 今後の成長が期待される分野においても、中小企業・小規模事業者の活躍の場を拡げることが必要です。本市では「にいがた未来ビジョン」で「ニューフードバレー」及び「航空機産業」を成長分野として位置づけており、重点的な支援を行っています。
- こうした既存事業の高度化や成長分野の育成を通して中小企業・小規模事業者の成長発展を支援し、地域経済の活性化を目指していきます。

(1) 既存事業の高度化支援

(ア) 「ものづくり」を中核とした既存工業の高度化

【具体的な取組例】

- ・ハンズオン等による市場に受け入れられる新製品・新商品の開発支援
- ・地域資源を活用した新製品の開発支援
- ・産学連携等による技術の高度化支援
- ・新規販路開拓が困難な小規模企業等に配慮した企業間のマッチング強化
- ・目指す商圏に応じた販路拡大支援
- ・設備投資の促進による経営資源の強化支援

(イ) 商店街の活性化

【具体的な取組例】

- ・小規模地域商店の魅力アップの取り組み支援
- ・にぎわい創出の取り組み支援
- ・消費喚起の取り組み支援
- ・商店街の活性化に資する人材育成支援
- ・商店街アーケード、LED化等の環境整備支援
- ・戦略的な空き店舗対策
- ・産学連携による商店街活性化の支援

(2) 成長分野への挑戦支援

【具体的な取組例】

- ・農業特区などの規制緩和や設備投資支援による成長分野への参入促進
- ・ニューフードバレーの取り組み
- ・航空機産業の取り組み

Ⅲ 元気に活動し続けることを支援する

- 平成 26 年に施行された小規模企業振興基本法では、中小企業基本法の基本理念である事業規模（売上げ、利益、従業員数など）の拡大といった「成長発展」のみならず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持など、事業の「持続的発展」が小規模企業振興の基本原則に位置づけられました。
- 本市では、市内従業員のうち 78.3%が中小企業・小規模事業者で働いています。地域に根ざす中小企業・小規模事業者が安定的・持続的に事業活動を続けることで、地域経済の活性化だけでなく、地域の雇用を守り、市民の暮らしを支えています。
- また、地域の商店街や商店は、地域の身近な買い物の場として市民の日常生活を支えています。郊外への大型量販店の進出やインターネットショッピングの普及などにより地域の商店街や商店の衰退が危惧されています。高齢社会の進行などは、新たな消費者ニーズとして捉えることができるため、徒歩でのアクセスが可能な買い物の場として、また地域コミュニティの担い手として、その重要性は今後ますます高くなるものと考えられます。
- 小規模企業者・小企業者は、資金や設備といった経営資源の確保が特に困難であること、また、従業員規模も小さく人的な面での組織体制が整っていないなど、ビジネス環境の変化に対応が難しい事業者が少なくないことから、施策展開の際には大切にす視点「2 小規模企業者・小企業者へ配慮すること」に十分留意するとともに、小規模事業者向けに商工会議所・商工会の実施する取り組みとの連携も図ります。

(1) 事業継続の取り組み支援

(ア) 事業継続に資するソフト面での各種支援

【具体的な取組例】

- ・ 経営に関するコンサルティング機能の充実
- ・ 外部専門家の派遣による外部資源の活用
- ・ 各種関係団体への運営費補助
- ・ 後継人材の確保・育成、技術・技能の継承支援
- ・ 事業継続計画（BCP）策定の取り組み支援

(イ) 事業継続に資するハード面での各種支援

【具体的な取組例】

- ・ 設備などの経営資源の維持・更新の支援
- ・ 商店街アーケード、LED 化等の環境整備支援（再掲）

(2) 資金調達の円滑化支援

【具体的な取組例】

- ・ 多様な資金需要に対応した制度融資の充実
- ・ 小規模企業等に配慮した制度融資の充実
- ・ 円滑な資金調達の支援

IV 産業を担う人材の確保・育成を支援する

- 経営資源に制約のある中小企業・小規模事業者においては、経営資源の中でも核心となる人材の重要性が規模の大きい事業者に比べ高いにもかかわらず、人材の確保・育成に苦慮しているとされています。
- 環境の変化に対応し、事業を成長発展・持続的発展させるためには、各事業者が自主的に経営者として、或いは従業員のさらなるレベルアップを図るとともに、各種セミナーの開催や職業訓練を通じた技能向上など、人材育成の取り組みの支援が欠かせません。
- 少子高齢社会・人口減少社会における構造的な労働力人口の不足が懸念される中、中小企業・小規模事業者にとって人材の確保は大きな課題です。市内大学生等はもとより、若年層が集まる首都圏等からのUJターン者と市内中小企業・小規模事業者とのマッチングの機会を増やすとともに、女性や若年無業者、アクティブシニア、障がい者など多様な人材の就労支援を通じて、市内中小企業・小規模事業者が行う人材確保の取り組みを支援します。
- また、中小企業・小規模事業者が自主的に取り組む従業員の福利厚生の実を充実させることで雇用の安定を促進します。

(1) 若者・女性の就労支援

(ア) 若者・女性などの就労支援

【具体的な取組例】

- ・中小企業・小規模事業者の採用力の向上支援
- ・若者の地元中小企業への就労支援
- ・女性の活躍できる環境づくり
- ・女性・若年無業者・アクティブシニア・障がい者など多様な人材の就労支援
- ・企業との出会いの場づくり

(イ) 首都圏等での就労プロモーションの展開

【具体的な取組例】

- ・首都圏からのU・I・Jターンの促進
- ・新潟暮らしの推奨

(2) 産業人材の育成支援

【具体的な取組例】

- ・セミナー等の充実による経営者・従業員のレベルアップ
- ・商店街の活性化に資する人材育成支援（再掲）
- ・職業訓練を通じた技能向上支援
- ・後継人材の確保・育成、技術・技能の継承支援（再掲）
- ・学生等次世代の産業人材の育成

(3) 従業員の福利厚生の実を充実させる支援

【具体的な取組例】

- ・中小企業勤労者と大企業勤労者との福利厚生の実の格差是正の支援
- ・勤労者の融資の円滑化による生活安定と福祉の向上
- ・勤労者福利厚生に資する施設の運営

● その他の取り組み（「にいがた未来ビジョン」に位置づけられた様々な取り組みとの連携など）

本プランでは、中小企業・小規模事業者の発展モデルを「新しく生まれる」「成長発展する」「持続的に発展する」とし、これを実践するための本市による4つの施策の方向性等を定めていますが、「にいがた未来ビジョン」に位置づけられた取り組みをはじめ、様々な施策との連携を図りながら中小企業・小規模事業者振興の取り組みを進めます。

（1）各区の特性を活かした取り組み

- 本市は平成17年に14市町村が広域合併することで、多様な魅力をもった地域が一つになりました。そのため現在の8つの区にはそれぞれ地理、産業など様々な特色があります。各区役所においては「にいがた未来ビジョン」に基づいた各区の特色を活かした「区ビジョン」が策定され、それに基づいた施策が展開されています。
- それぞれの区の特色や強みを活かし、それを伸ばしていくことで、各区の特性を活かした中小企業・小規模事業者の振興を図ります。

（2）中小企業・小規模事業者を支える社会資本の整備

- 本市では、環日本海ゲートウェイ機能の強化や日本海側への機能移転の推進、防災・救援首都の機能強化として、拠点性やまちの機能、国土強靱化に取り組んでいます。こうした取り組みは中小企業・小規模事業者が事業を行う上で重要な基盤となることから着実な推進を図ります。
- また、商店街の環境整備や産業振興を目的とした施設等の運営など、中小企業の振興に資するインフラの整備・運営についても引き続き取り組みを進めます。

（3）本市の魅力と優れた拠点性を活かした交流人口の拡大

- 人口減少社会の進行で定住人口が減少する中、まちの活力を維持していくため交流人口の増大を図ることの重要性がさらに高まっています。本市は卸・小売、飲食・宿泊などサービス業をはじめ第3次産業の割合が高く、交流人口の増大は市内中小企業・小規模企業者への様々な経済波及効果が期待できます。
- 食と花の魅力など本市独自の魅力を向上させるとともに、MICEの誘致を促進するなど、本市の優れた拠点性を活かした広域的な交流促進を図ります。

(4) さまざまな分野での戦略的な国際交流の推進

- 日本の貿易総額の割合は、経済成長を続ける中国をはじめ、香港・台湾・シンガポールから成る大中華圏へと変化しています。
- 本市の拠点性を活かしながら、産業・文化・スポーツなど様々な分野における国際交流を戦略的に進めるとともに、海外企業との商談のアレンジや現地見本市への出展支援などを通じて、ビジネスチャンスの拡大を支援します。

(5) 市発注における受注機会の増大の取り組み

- 市の工事の発注、物品、役務の調達等については、本市の事業所数で約1割を占める建設業をはじめ地域経済の循環への影響も大きく、本市では発注に関して地元業者の活用に配慮する要綱を定めて取り組みを進めています。
- 小額な工事や修繕の契約希望者を事前に登録し、発注時の業者選定に活用する取り組みや、発注の際に分割して発注することで中小企業・小規模事業者の入札参加を図る工夫、官公需適格組合の活用に関する周知などを行っており、引き続き、市発注における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていきます。
- 市発注における受注機会の増大に資する取り組みの徹底を含め、条例の趣旨を踏まえた様々な取り組みを全庁的に進めるため、各種研修の機会等を最大限活用するなど様々な場面を通じた継続的な職員の意識啓発を図ります。

(6) 中小企業・小規模事業者振興に関する職員の意識啓発

- 上記のように、市内では様々な課題に対して各担当部署が事業を展開しており、事業の目的を優先した上でその過程における中小企業・小規模事業者の活用について職員の意識啓発を進めていきます。

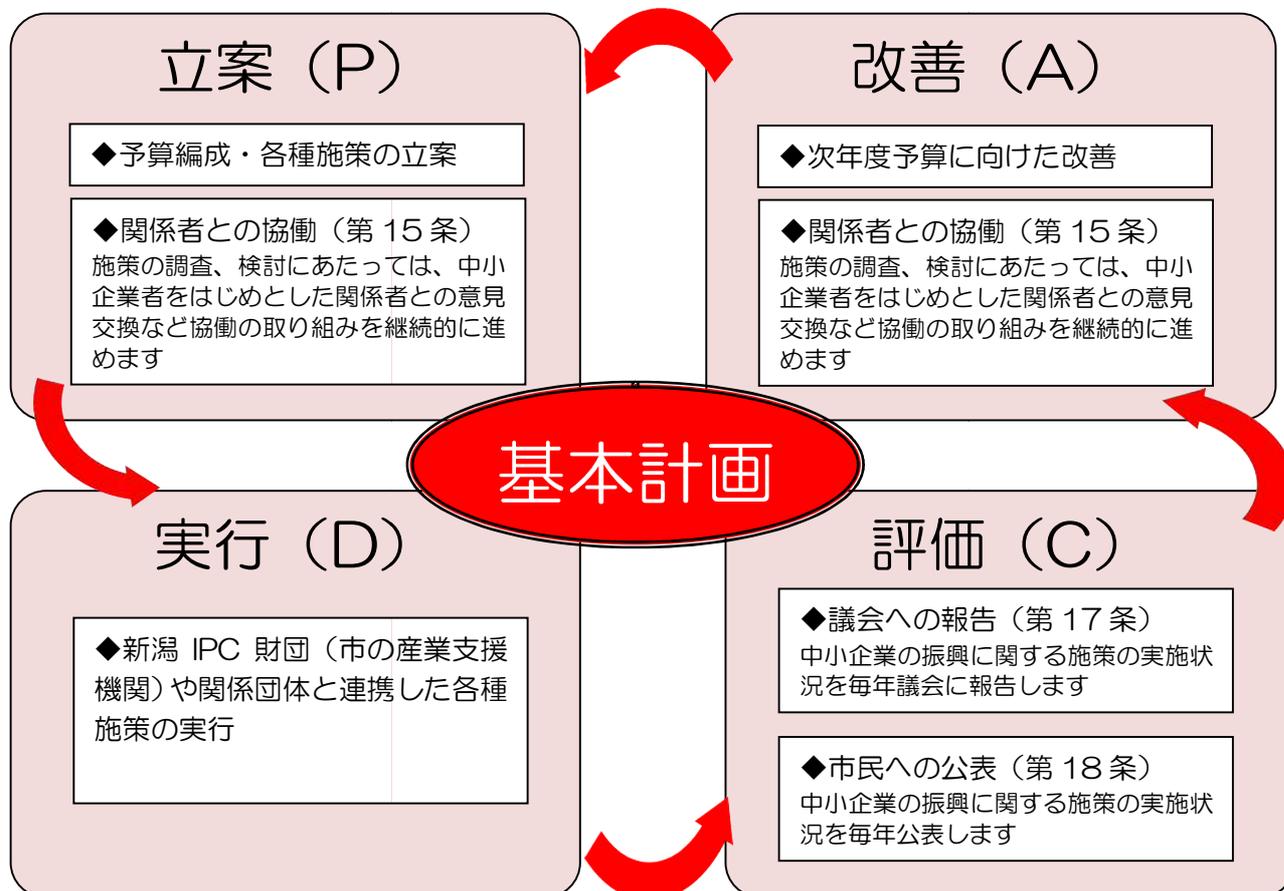
第5章 施策を推進するための仕組み

1 中小企業・小規模事業者の振興に資する庁内の仕組みづくり

(1) PDCAサイクルの適切な運用による取り組みの推進～

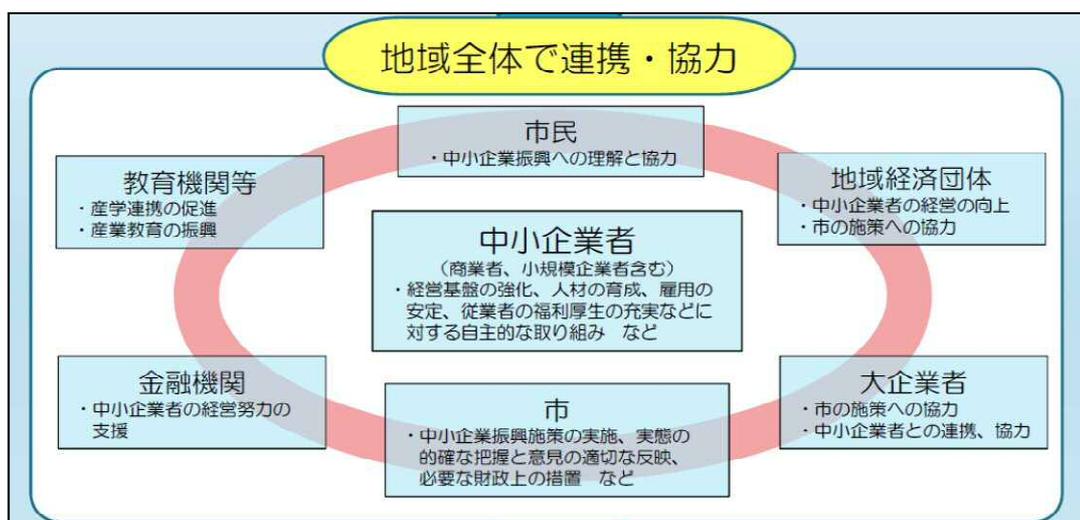
- 条例において、中小企業・小規模事業者の振興を図る上で、その実態を的確に把握し、適切に意見を施策に反映させるよう努めなければならないとされています。
- 中小企業・小規模事業者や関係団体等との意見交換の機会をこれまで以上に設けるなど、より協働の取り組みを進めるとともに、年2回実施する市内景況調査に付随したテーマ別調査などで全体傾向の把握にも努め、こうした取り組みを通じて得た知見・提案を庁内で共有しながら、施策への適切な反映を図ります。
- また、施策の成果等については、議会への報告や市民への公表を通して評価を行い、関係団体や外部有識者との意見交換などを通して改善に資する提案をいただくなど、PDCA サイクルの適切な運用により施策の改善を常に図りながら取り組みを推進します。

■関係者との協働を進め、PDCA サイクルを適切に運用



2 関係機関の役割と連携

- 条例では、市、中小企業・小規模事業者、関係者団体、市民などが果たすべき役割について規定されています。
- 中小企業の振興は、中小企業・小規模事業者の自主的な努力を尊重しながら、地域全体での取り組みが必要であることから、各関係者・団体それぞれが役割を果たすとともに、連携・協力を図りながら取り組みを進めます。



(1) 新潟市の責務

- 市は、本プランに基づき中小企業・小規模事業者振興を進めるにあたっては、本市の産業支援機関である公益財団法人新潟市産業振興財団（新潟 IPC 財団）とも緊密な連携をとり、中小企業・小規模事業者のニーズを的確に把握するとともに、適切に施策に反映させながら取り組みを推進していきます。また、PDCAサイクルの適切な運用により、限られた人員・財政の中で効果的・効率的な施策の展開に努めます。

(2) 中小企業者の役割

- 地域経済で事業活動を行う当事者である中小企業者は、事業活動を行うにあたり、経営基盤の強化や人材育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生に努めることが期待されます。そうした中小企業者自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、市をはじめとした関係団体がスクラムを組んでその取り組みを盛り立てていきます。
- また、地域社会の一員として豊かで住みよいまちの実現への貢献や、市産品の利活用や地域経済団体への加入に努めることも期待されます。

(3) 小規模事業者の役割

○小規模事業者においては、地域の特色を活かした事業活動に取り組むとともに、社会変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、自主的、創造的かつきめ細やかな技術向上を、円滑かつ着実な事業の運営に努めることが期待されます。

(4) 商業者の役割

○商業者においては、自らの創意工夫により良質な商品や魅力あふれるサービスの提供を図り経営基盤の強化を図るとともに、地域コミュニティの担い手として、商店街組織への加入や市の施策への協力を通じて住みよいまちの実現に寄与することが期待されます。

(5) 大企業者の役割

○大企業者においては、地域社会を構成する一員であることを自覚し、市が行う中小企業振興施策への協力や中小企業者等との連携・協力を図り、ともに地域社会の発展に取り組んでいくことが期待されます。

(6) 地域経済団体の役割

○商工会議所や商工会をはじめとした地域経済団体は、中小企業者の経営力の向上に総合的・積極的に取り組むほか、市と連携した小規模企業者の支援や、的確なニーズ把握を行うとともに、市と協力した施策展開が期待されます。

(7) 教育機関等の役割

○大学等の教育機関は、産学連携を推進し基礎的な研究などの事業化や、産業人材にとって必要な知識、技能の習得など産業教育の振興を図るなどの面から、地域社会への貢献が期待されます。

(8) 金融機関の役割

○金融機関は、中小企業の資金需要への適切な対応や、市や関係団体と連携した創業支援など、幅広い事業活動に伴う資金需要への対応が期待されます。

(9) 市民の役割

○市民においては、中小企業者の活動が本市の産業や地域社会の発展と豊かで住みよい地域の実現に寄与していることを踏まえ、中小企業振興に協力することが期待されます。

平成27年 月

新潟市経済部産業政策課